

12月3日～9日は
障害者週間です

私たちのまわりには障がいがある原因で、支援を必要とする方がいます。障害者週間は、障がい者への理解を深めると同時に、障がい者が今まで以上に社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

障がい者の自立と社会参加について理解を深め、それぞれの立場で考えてみませんか。

補助犬を
知っていますか

補助犬とは？

視覚・聴覚・肢体等に障がいのある方の自立や社会参加の促進に重要な役割を担っている盲導犬・聴導犬・介助犬のことをいいます。

身体障害者補助犬法は、身体障がい者が公共施設、スーパーやホテル等を補助犬同伴で安心して利用できるようにすることを目的として制定されました。

補助犬の種類

盲導犬

目の見えない方、見えにくい方を安全に歩けるようにサポートします。交差点や段差で止まったり、障害物を避けたり、曲がり角を教えたりします。胴体

にハーネス（胴輪）がついているのが特徴です。

聴導犬

音が聞こえない方、聞こえにくい方に生活上必要な音を知らせます。車のクラクションや玄関のチャイムの音、ファックスの着信音、目覚まし時計の音などを聞き分けて教えてくれます。聴導犬と表示のある胴着が特徴です。

介助犬

手や足に障がいのある方の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡す、ドアの開閉、指示したものを持ってきて渡す、着脱衣の介助、体位の変換などを行います。

介助犬と表示のある胴着が特徴です。

～協力ください～

補助犬がペットと誤解され、飲食店等で同伴を断られることがあります。補助犬は特別に訓練され、障がい者を助ける大切な役割を担っています。お店の入り口などでマークを見かけたり、補助犬を連れてくる方を見かけた場合は、皆様のご理解とご協力をお願いします。



☎ 福祉課（障害福祉センター）
（73）4530

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう相手の気持ち
育てよう 思いやりの心～

第67回人権週間 12月4日(金)～10日(木)

国連の「世界人権宣言」採択を記念して、日本では毎年12月4日～10日を「人権週間」としています。一人ひとりがお互いの違いを認め、全ての人々が個人として尊重される平和で豊かな社会の実現に向けて、町をはじめ法務局や人権擁護委員連合会などが様々な啓発活動を実施します。

【人権相談】

人権侵害などでお悩みの方は、一人で悩まず、人権相談（21ページ参照）をご利用ください。



☎ 町民課 ☎ 内線237

高齢者を地域で支え合う

町では、5月から8月にかけて、「高齢者生活支援・介護予防を考える会」を開催しました。

貴重なご意見を様々いただきましたが、中でも、「地区の取り組みや催し物に参加したいが、情報がない。」「見守りをしてほしい。」といった声が多く聞かれました。

高齢化が進み、現在、町の高齢化率は約32%（約3人に1人）、更に10年後には35%を超えることが予想されています。一方で、核家族化や少子化の進行により、高齢者を支える労働力や財源に限りが生じる中で、ますます地域で高齢者を支え合うことの重要性が増しています。

日常の中で、「いつも点いている玄関灯が灯っているか」「郵便受が溢れていないか」など、すぐに、誰にでもできる見守りもたくさんあります。普段から近所の高齢者の様子を見守り、世代問わずお互いに声を掛け合うなど、高齢者を地域で支え合う、そんな皆さんの温かな第一歩を進めましょう。



☎ 福祉課 ☎ 内線315